

テクノクラシーイデオロギーの批判と技術知の構造

2014/10/19 福山隆夫

1. ハーバーマス『人間の将来とバイオエシックス』における二つの問題提起

1) 第1の問題：妊娠中絶問題における論点整理 第Ⅱ節

基本法で保証された「人間の尊厳」をどこから認めるのか、誕生以前（宗教的前提）か誕生以後（科学的自然主義的前提）かという論争は、生命の有機的発生から人格へと至る**連続性**を考えるならば、共に認められない。p56

「人間の**生命の尊厳**」と「**人間の尊厳**」との**区別と連続**

区別：「**人間の尊厳**」は、「道徳的内実の充満した**法的概念**」p64である。「人間の尊厳」とは、知力とか青い目のように、生まれつき自然に「持っている」ような特性とは異なる。「人間の尊厳」とはむしろ、**相互承認**という間人格的な関係においてのみ、そして**人格相互の平等主義的な付き合い**においてのみ意味を持ちうるあの「不可侵性(Unantastbarkeit)」を際立たせた表現なのである。」p59

つまりハーバーマスは法的概念の根拠を受精、誕生ではなく、本来は「**社会的個人化** p61」に見ている。それによって批判できている。この「社会的個人化」の考えは、以前からのハーバーマスの持論。またそれは、唯物論的と言ってよい。

連続：しかし、「無名の段階での人間の**生命**と言えども「尊厳」を備え、「畏敬」の念を引き起こす。「尊厳」という表現が適切なものとしてここで出てくるのは、それが広い幅を含み、「人間の尊厳」という特定の概念も響かせているが、もっと幅が広いからである。」忘れてはならないのは、「自由で平等な人権の主体からなる道徳的共同体といえども、・・・具体的なさまざまな生活形式とそのエトス[風俗・習慣]の中に組み込まれている」ことである。p65

「人格以前のこの生命は、・・・倫理的に制度化されている生活形式の全体にとっては、それに組み込まれているが故の価値を持っている。」p62「新生児は、「われわれの中の一人」としてアイデンティファイされる」等。p61

2) 第2の問題：道徳の**類倫理学**への組み込み gattungsethisch 第Ⅲ節

「・・・「善に対して公正が優先する」からと言って、人権の主体の従う抽象的な理性的道徳自身が、実は**それに先行する**、善としての**倫理的自己理解**、つまり、すべての道徳的人格

が共有する倫理的自己理解にその支えをもっているという事態を見誤ってはならない。

こうしたパースペクティブで見ると、どうしても出てこざるを得ない問いは**人間の自然の技術化**というものは、類倫理に関する自己理解を**変えて**、結果として、**われわれは倫理に関しては自由な、道徳に関しては平等な、そして規範と根拠に依拠した生物である**と自分たちを見ることが出来なくなってしまうのではないかという問いである。」 p69-70

つまり、個人的・実存的レベル、類的=道徳的レベル、法的レベルにわたる自己理解の危機が生じるのではないかという警告。

なお、道徳と倫理概念の内容はヘーゲルと逆になっている。倫理が個人レベル自由な判断、価値判断 (*wollen* =望む) ,善などの領域、道徳が正義や平等、公平と言った普遍的、必然的な、つまり万人が守るべき規範 (*sollen*) の領域を指す。

このあと、ハーバーマスは

IV節：自然発生的なものと製作されたもの、リベラルな優生学

V節：道具化の禁止 (カント)、誕生すること (アレント)、自己自身でありうること

VI節：優生学の道徳的限界

という順序で説明を行っている。これらの節は、III節で提起された人間の尊厳、人格、人権といった**社会的個人化**の概念を受けて、道徳の構成要素として生成、発展してきた経緯の展開を軸にし、それとの対比で優生学の批判を行っている。

最終の第7節：「類の自己道具化のためのペースメーカー？」 において、彼は改めて「類の倫理」という問題提起に立ち戻る。

ハーバーマスによれば、遺伝子工学的プログラムの**最大の問題**は、「プログラミングが、自己自身でありうることを、そして他者の倫理的自由を制限するのではないかという視点ではなく、むしろ、プログラマーと、このようにして「設計された」産物[つまりプログラムされた本人自身]とのあいだに**シメトリックな関係**ができるのが妨げられるのではないかという視点である。優生学的なプログラミングは、人格同士の従属関係を固定化してしまう。・・・このように誰がどちらの側であるかが固定化されているが故に**不可逆的**となってしまう**社会的従属関係**というのは、自由で平等な人格からなる道徳的かつ法的な共同体における相互的かつ対等な承認関係にとって、それを阻害する異質な要因となる。」

すなわち、リベラルな優生学が出生前診断と胚の研究をペースメーカーとして遺伝子操作を推し進めることにより、既成事実が積み重ねられ、それに慣れが生じてしまうならば、やがては「**人間の品種改良**」 p120 が進み、「それとともに、世代間の濃密な行為ラインが成立し、その縦軸ラインが同世代内部の横の相互行為の網の目を縦に、しかも一方的に貫くことになる。」 同ページ

もしこのような事態が常態化するならば、人はもう平等で自由な道徳的な社会を望むことすらできないのではないかと、ハーバーマスは危惧する。「・・・バイオ技術が類的存在

としてのわれわれのアイデンティティを暗黙のうちに掘り崩しつつあるとすれば、なぜ我々は道徳的でありたいと望まねば (wollen) ならないというのだろうか。道徳を全体としてどう評価するかということは、それ自身は**道徳的判断に属することではなく**、倫理的判断、いや**類倫理的判断**なのである。」 p122

このようにしてハーバーマスは多元主義的社会における道徳の役割を再確認し、その道徳的枠組みに固執 p123 していこうと望む wollen よう呼びかけている。

2. アンドリュー・フィーンバーグ『技術への問い』(1999) のハーバーマス批判とオルターナティブの提案

—技術決定論から社会構成主義、さらに技術の政治理論へ—

1) 技術決定論: 技術は**必然的・直線的な発展**法則に従う。**技術の進歩が社会の進歩**である。

社会的政治的には**技術は中立**である。19世紀。マルクス、ダーウイン p1

2) 決定論を前提として「二つの選択肢」(20世紀) が成立 p3

① 「技術の派生物」としての**政治**。1970年代まで。技術者(専門家)支配論。**テクノクラシー論**、楽天的。

② 「機械化に反対するロマン主義的伝統」: 「自体説」、「**本質説**」 substantive

技術を近代社会の規定要因と考える。悲観的。

ハイデガー: 「技術は・・・[近代における]普遍的支配の文化を形作る。」「合理性それ自身・・・は、**効率**、つまり支配と計算可能性の増大に対する純粋な推進力」 p4

ヴェーバー: 「合理的秩序による奴隷化」「官僚制という鉄の檻」

フランクフルト学派第1世代の**理性批判**、『啓蒙の弁証法』も同じとフィーンバーグは言う。

「自由と個性を求める闘争は非合理的な生命力の肯定に墮落する。」 p108 「ロマン主義的なディストピア」。決定論か非合理的生の肯定かという疑似2者択一。

ハーバーマスは70年代の学生闘争の非合理主義への反省から、80年代の初めにコミュニケーション的合理性論を展開、まず言語論的転回によって理性概念を変換し、**近代合理性**を「未完のプロジェクト」として擁護する。90年代には『事実性と妥当性』において民主主義的法治国家論を提起する。しかし、技術に関してはほとんど言及してこなかった。それはなぜか? 技術は近代合理性の産物としてそのまま認められるのか?

これに対しフィーンバーグは、技術に関してハーバーマスはまだ本質主義、中立性論、決定論にとどまっているとして批判する。生活世界から、技術の使用方法に関する批判は

できるという意見もたしかに成り立つ。しかしいわゆる「テクニカル・コード」 p128 そのものが中立性を保っていないのではないかと彼は考える。

3) フィーンバーグの論点設定

①技術に関する**社会構成主義**からの決定論批判。

「技術的な必然性が発達経路を決定する」という直線的な必然性は「**決定不十全性**のテーゼ」(デュエム・クワインのテーゼ p113。技術的合理性は自足的な領域をなしていないとする)によって否定された。また、技術的、経済的**効率**も決定要因ではない。

発達経路は実際には「さまざまな社会集団の利害関心や信念と**装置**との適合性」によって決定される。

②**アクターズネットワーク論** (ないしアフォーダンス論?)、**テクニカル・スタディーズ**、**技術の解釈学**からの指摘。

装置は**規範**的内容を表現する。(ブルーノ・ラトゥール「ドアクローザーは、通行人が忘れがちな、ドアを閉めるという**道徳的義務**を物質化している」 p123)

上のような個々の装置を超えた、より広い技術システム全体の**テクニカル・コード**は、厳密に技術的な言葉で定義されている。しかし実際は**地平**ないし**ヘゲモニー**から見ると、行動を規範的に指示している。(フーコー「真理の体制」) p126。「重要な社会的価値の直接的な反映と解釈するのが最もよいと思われるような技術の体制の側面のことを、技術のテクニカル・コードとよぶことにする。」 p128

(*もとは使用規定、マニュアルと解することが出来るか。技術的=規範的)。

4) 対案1: 技術をハーバーマスの**媒介理論**の、商品、権力に次ぐ第3の**媒介**(言語的コミュニケーションを省略して相互行為を簡略化させる手段)として組み入れる。技術の中立性の否定。つまり物象化をもたらす面と、**民主的合理化**をもたらす面があるとする。「技術的コントロール」(権力とのゆるやかなアナロジーによる)という意味での、媒介としての技術の役割の諸規定 p249,250

5) 対案 2 : 技術概念の再編成

技術における非歴史的要素を「一次的道具化」、歴史状況における**具体化**の過程での、技術に生じる特質を「二次的道具化」とする。

「自体説と構成主義の問いに対する答を、二つのレベルからなる一つの枠組みに組み込むという戦略をとる。」 p297

① 一次的道具化 — 機能化

「脱文脈化」：対象はももとの文脈から切り離され、技術システムに統合される。

「還元」：樹木の幹は車輪になる際に丸さという性質に還元される。

「自律化」：経営行動において、経営主体は自律化する。労働者との関係は純粹に機能化される。

「位置決め Positioning」：自然を支配するには対象に従わねばならない。その介入の角度が決定的に重要である。

② 二次的道具化 — 実現化 p301 再帰的なメタ技術的实践

「体系化」：近代においては、貨幣、権力、技術といった制御媒体の大規模な組織化を特徴とする。

「媒介」：技術的对象を社会的文脈に組み込み、新たな二次的性質を与える。また、技術の力の倫理的限界においては、倫理的価値を加味した、修正デザインが作成される。

「天職 vocation」：主体の一連の行為は、生活過程全体から見れば、手仕事、天職、生活様式になる。技術的主体の人間の属性は、この主体を最も深いレベルで、身体的に、人間として、職業共同体の1員として、定義する。責任と技巧の結合。

「イニシアティブ」：労働者や消費者に対する戦略的コントロール（位置決めによる）は、コントロールを受ける側の戦術的なイニシアティブによってある程度挽回される。

これらの4実現化は、1 次的道具化の4機能にそれぞれ順番に対応し、かつ対抗する「**技術デザイン批判**」の可能性を与える。「デザイン」を「設計」と考える。テクニカルコード批判である。この批判が成立すれば、「**技術の政治**」 p320 が動き出すとフィーンバーグは考えている。

6) 考察

①ハーバーマス自身も実はフィーンバーグの方向にすでに同調していることは、265 頁で述べられている。法の実現化。二つの議論は合流する。

② 医療現場では、インフォームド・コンセントに見られるように、患者も参加した医療形態、内部的にはチーム医療とパターンリズムの克服が意識的に展開されている。

③ 原発問題を直接扱うことはできなかったが、以上の論理構成は十分批判的役割を果たしうると考える。